

別海町みんなでつくる
自治基本条例検討委員会
【Bグループ会議】
議 案



日 時：平成 22 年 11 月 1 日（月）午後 7 時 00 分～午後 9 時 00 分
場 所：301 号会議室

《会議次第》

1 開 会 Bグループリーダー

2 議 題

(1) 前回のふりかえり【第4章 町 民 (全4条)】・・・・・・・・・・ 1

- ・ 第18条 (町民の権利)
 - ・ 第19条 (町民の役割と責務)
 - ・ 第20条 (事業者の役割)
 - ・ 第21条 (地域活動団体の役割) ※保留：コミュニティの章検討後
- } ※10月18日(月)検討済

(2) 第5章 コミュニティ (全3条)・・・・・・・・・・ 5

3 そ の 他

4 閉 会

（１）前回のふりかえり【第４章 町民（全４条）】について

第４章 町 民

（町民の権利）

第１８条 町民は、まちづくりの主体として参加する権利があります。

２ 町民は、議会及び行政の保有するまちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利があります。

３ 町民は、行政サービスを受ける権利があります。

４ 青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

【解 説】

“まちづくり”における町民の権利について定めており、町民が“まちづくり”に積極的に関わるためには、町民の権利が保障されていることが重要と定めております。

また、青少年及び子どもについては、本町の次代を担う重要な担い手であることも含め、それぞれの年齢にふさわしい“まちづくり”に参加する権利があるとして定めています。

＜グループ検討内容（２回目）ふりかえりの意見＞

- ・第１項について、草案の「まちづくり」の定義にも係るが、定義されている内容であれば、果たして、町民の権利と規定することが妥当であるか？権利でまちづくりをするのか？
- ・この規定においても、町民は、積極的にまちづくりに関わるができるといった内容であると解釈はできるのでは。表現としては正しいと考える。
- ・「権利」には色々な意味があり、①特定の利益を他人に対し主張できる力。②何かをする自由を認められている事柄、がある。ここでは後者の意味での表現である。
- ・意味が複数あるのであれば、「権利」の捉え方次第で文章に誤解を招かないか？「権利」についても定義付けする必要があるのではないか。
- ・「義務」や「しなければならない」を用いると語句が強くなってしまう。「権利」に代わる良い語句があれば検討し、無いのであれば解説書等でわかりやすく語句を説明してはどうか？ひとつひとつの語句について「定義」に規定していくのは限りがなくなってしまう。
- ・文章として表現を考えると、「まちづくり」に参加することができるといった内容は理解できる。
- ・この章において、見出しを「権利」と「責務」を規定するのであれば、本条の表現はこれで良いのでは。解説書等を作成することで、内容を理解してもらう。
- ・第２項について、「自ら取得する権利」とあるが「知る権利」とした方が分かりやすいのでは。
- ・「知る」では与えられているような感じがする。「取得」の場合の方が積極的な感じがする。意味としては同じである。

●結論

- ・前回検討した内容のとおりとする。

【検討後の条文】

（町民の権利）

第１８条 町民は、まちづくりに参加する権利があります。

２ 町民は、議会及び行政の保有するまちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利があります。

３ 町民は、行政サービスを受ける権利があります。

４ 青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

（町民の役割と責務）

第19条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動するとともに、きずなを深め世代を越えたまちづくりに努めます。

2 町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政に積極的に提供するように努めます。

3 町民は、まちづくりに自らの知識や技術を積極的に発揮するとともに、その発言や行動に責任を持つよう努めます。

4 町民は、お互いに尊重し合い、協力し合うとともに、連携によるまちづくりを推進するように努めます。

5 町民は、まちづくりの適切な運営のための相応の負担を引き受けるものとします。

【解 説】

町民は、“まちづくり”の主体であるとして、前条での権利とともに、本条については役割及び責務について定めています。

（1）自分自身が考え、世代を越えた“まちづくり”に努めることと定めています。

（2）“まちづくり”に必要な情報を町に提供することと定めています。

（3）“まちづくり”に関し、自分自身の知識や経験、技術及びそれらの発言や行動に責任を持つことについて定めています。

（4）お互いに尊重し、協力して“まちづくり”を推進するように定めています。

（5）まちづくりを運営していく為の費用を負担することとし定めています。

なお、「相応の負担」とは地方税のみならず、分担金、使用料、手数料、受益者負担金等、法令又は条例等を定めるところによって町民に課す全ての負担を意味します。

＜グループ検討内容（2回目）ふりかえりの意見＞

※前回の検討において持ち越しになった、第20条に規定されている、事業者の自然環境及び生活環境に配慮する条文を、町民に対しても規定するべきかを中心にふりかえり。

・町民の責務の条文に自然環境等に配慮する文言を規定する場合に、例を挙げれば、不在地主への対応といった場合、文言に疑義を感じる。定義では「町民」、「住民」あるいは「多様な主体」を設け、それぞれの条文で使い分けしているが、この文章であれば、不在地主は町民に含まれないと解釈してしまい、規定の対象外になってしまうのではないかと。そうであれば、定義においては全て「町民」の方が良いと考える。

・条文によっては「町民」を分けて規定しなければならない必要がある。その為「住民」等を定義している。

・「町民」一本で規定できない以上、それぞれの規定の対象について、町民に理解してもらうような配慮が必要と考える。

・自然環境等への配慮は、事業者こそ規定する必要があるが、町民は不要では。町民に規定するのであれば、子どもや高齢者等への配慮の方が良いのでは。

・第4項には福祉に関する責務も含んでいると解釈できるのではないかと。

・自然環境等への配慮について、町民にとっては当たり前の責務であり、それを犯すとすれば事業者であるといった考えに立てば、事業者のみの規定で良いのでは。

・町民であっても規定しておかなければならない現状もあるのではないかと？

・第1項に「環境」といった文言を盛り込み、自然環境等への配慮の意味も含めてはどうか？

●結論

・上記の意見により下記のとおり条文を変更する。

・第1項に、町民へ求める自然環境等への配慮の規定を盛り込む事とする。

・第4項の解説書等に、子どもや高齢者等への配慮も盛り込む事とする。

【検討後の条文】

（町民の役割と責務）

第19条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、将来にわたって誰もが暮らしやすい環境のまちづくりに努めます。

2 町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政に積極的に提供するように努めます。

3 町民は、まちづくりに自らの知識や技術を積極的に発揮するとともに、その発言や行動に責任を持つよう努めます。

4 町民は、お互いに尊重し合い、職業や世代を越えて、協力し合うとともに、連携によるまちづくりを推進するように努めます。

5 町民は、まちづくりの適切な運営のための相応の負担を引き受けるものとします。

（事業者の役割）

第20条 事業者とは、町内で事業活動を行う者をいいます。

2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めます。

3 事業者は、まちづくりの一員として、地域活動に参加し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

【解 説】

“まちづくり”における事業者の役割について定めています。

事業者も地域社会の一員として位置づけられることから、事業者に対し、“まちづくり”への配慮を求めています。

＜グループ検討内容（2回目）ふりかえりの意見＞

- ・第1項の「者」について「もの」ではないか。全体をとおして文言の整合性が必要である。
- ・第3項について、「地域活動」の前に「積極的に」を盛り込んでも良いのでは？
- ・ここで規定する事業者には個人も法人も含まれる。定義の「町民」には法人の規定しかないので、個人事業者も「町民」の定義に含めるべき。

●結論

- ・上記の意見により下記のとおり条文を変更する。
- ・第1項の「者」を「もの」へ変更する。
- ・第3項について、「積極的」を盛り込む事とする。

（事業者の役割）

第20条 事業者とは、町内で事業活動を行うものをいいます。

2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めます。

3 事業者は、まちづくりの一員として、積極的に地域活動に参加し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

【検討後の条文】

（事業者の役割）

第20条 事業者とは、町内で事業活動を行うものをいいます。

2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めます。

3 事業者は、まちづくりの一員として、積極的に地域活動に参加し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

（地域活動団体の役割）

第21条 地域活動団体とは、町内会をはじめとする、地域で自主的に公共的活動を行う、地域に根ざして形成された団体及び町民が、自らの意志で主体的に行う公益性のある活動を行う団体をいいます。

2 地域活動団体は、地域社会の一員として、それぞれの特性を活かした活動や交流を通じ、まちづくりへの活動の輪を広げます。

【解 説】

“まちづくり”における地域活動団体の役割について定めています。

町内会などの地域活動団体も地域社会の一員として位置づけられることから、地域活動団体に対し、“まちづくり”への配慮を求めています。

＜グループ検討内容（2回目）ふりかえりの意見＞

- ・「町民」の定義に町内で活動する団体を含んでいるので、地域活動団体の役割をあえて規定する必要はないのではないか。定義との整合性が必要である。
- ・町内会以外の地域活動団体とは、具体的にどんな団体を想定しているのかわかりづらい。
- ・地域での活動について条例に規定するのであれば、別海町における各地域（西春別や尾岱沼などの主体的な取組（地域主権）について、役割を盛り込んでも良いのではないか。
- ・第5章で規定されているコミュニティとも重なる部分であり、この条文を規定すると、コミュニティの章が生きてこないのではないか。
- ・文章の内容としては良いかもしれないが、表現は変えるべきである。
- ・いきなり地域活動団体の役割を規定しても理解しがたい。背景的な規定も必要である。
- ・コミュニティにも、地域で活動する団体を含んでいるのであれば、ここで規定する地域活動団体もコミュニティに含まれていると考えるべきである。

●結論

- ・地域活動団体には地域の少年団やサークルなども含まれているが、町内会をはじめとしている以上、コミュニティとの整合性も考慮するべきである。第21条は保留とし、コミュニティの章を検討したうえで、再検討とする。

＜グループ検討内容（3回目）＞

【検討後の条文】

(2) 第5章 コミュニティ（全3条）について

第5章 コミュニティ

(コミュニティ)

第22条 コミュニティとは、地域において自ら出来ることを考え行動し、豊かなまちづくりに取り組むために、多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動する組織及び団体をいいます。

【解 説】

コミュニティの定義について定めています。

多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動する組織や団体があげられます。

※【コミュニティ】とは、地域において自ら出来ることを考え行動し、豊かな“まちづくり”に取り組むために、多様な人と人とのつながりを基礎として定めています。

【検討した内容】

- ・コミュニティの説明を規定するが、町内会等や地縁組織に限定されないように広く定義した方が良いと考えます。
- ・具体的にどんなものがコミュニティなのか解説書やパンフレットがあっても良い。

<グループ検討内容（2回目）ふりかえりの意見>

- ・今の時代「コミュニティ」という言葉は広範囲で使われている。インターネット上でもコミュニティという語句を用いている。ここでは「地域」をつけ、地域に限った「地域コミュニティ」としてはどうか。

●結論

- ・「コミュニティ」を「地域コミュニティ」とする。
- ・委員会終了時刻となったことから、次回の検討とする。

<グループ検討内容（3回目）>

【検討後の条文】

(コミュニティにおける町民の役割)

第23条 町民は、協働によるまちづくりを進めるため、コミュニティが果たす役割を認識し、その活動に自主的に参加、協力するよう努めます。

【解説】

町民一人ひとりがコミュニティへ自主的に参加し、その活動を守り育てていくことを求めています。

【検討した内容】

- ・現在、コミュニティも協働を担う組織となっている。コミュニティに対してひとりの町民としての関わりを規定すべきと考えます。

＜グループ検討内容＞

【検討後の条文】

(議会及び行政とコミュニティのかかわり)

第24条 議会及び行政は、コミュニティとの協働を進めるため、コミュニティの自主性及び自律性を尊重し、その活動に応じて支援します。

【解 説】

議会及び行政は、コミュニティの自主性や自律性を尊重し、その活動に対して支援すると定めています。

【検討した内容】

- ・前条と同様に、議会及び行政のコミュニティへのかかわりについても規定すべきと考えます。

<グループ検討内容>

【検討後の条文】

別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

【検討結果表】 Bグループ

[illegible]

別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

【意見書】

第 章 【
第 条 （

第 章 【
第 条 （

第 章 【
第 条 （

第 章 【
第 条 （